

## 7 図書、視聴覚

### (1) 図書館利用規程

利用者

第1条 本図書館を利用できる者は、次の通りとし、(1)以外は校長の許可を得るものとする。

- (1) 本校生徒職員
- (2) 本校卒業生
- (3) 本校PTA会員
- (4) その他

開館及び休館日

第2条 本図書館の開館時間及び休館日は次の通りとする。

- (1) 開館時間 平日 9:00～17:00
- (2) 休館日 土曜日、日曜日、祝祭日、休業日(但し、長期休暇の場合はその都度定める。)
- (3) やむを得ない事情がある場合には、休館日以外にも臨時に閉館することがある。

利用者の一般心得

第3条 本図書館利用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 入館者は筆記用具以外は閲覧室に持込まないこと。
- (2) 館内では静粛し、音読、雑談、その他閲覧者に迷惑となる行為をしてはならない。
- (3) 書架の図書の配列、机、椅子、その他の施設を勝手に移動させてはならない。
- (4) 閲覧室及び書庫においては、飲食を禁ずる。

図書の閲覧

第4条 図書の閲覧については次の通りとする。

- (1) 館内閲覧、閲覧室の書架に配架されてある図書、資料は館内で自由に閲覧することができる
- (2) 館外貸出
  - (イ) 館外貸出を希望する者は、受付で所定の手続きをして、館外に帯出することができる。
  - (ロ) 貸出冊数は1回1人3冊までとし、貸出期間は貸出の日から数えて、7日目の閉館時までとする。(但し長期休業の場合はその都度定める。)
  - (ハ) 下記に該当する図書及び資料は、原則として館外に貸出することはできない。
    - a 「禁帯出」「館内」のラベルを貼ってあるもの
    - b 貴重資料
    - c 集団読書用図書
    - d 新聞、雑誌、広報等
- (ニ) 利用者カードの有効期間は、在学中とする。

図書の取り扱い

第5条 図書資料の取り扱いについては特に次の事項を守らなければならない。

- (1) 閲覧者はていねいに取り扱い、汚損のないように留意すること。万一紛失、破損した場合は係職員に申し出て現物または現金を以って弁償しなければならない。
- (2) 閲覧図書へのアンダーライン等の書き込み、切り抜き等は厳禁とする。

図書の返却

第6条 図書の返却については次の通りとする。

- (1) 返却の際は所定の手続きを経て係員の指示に従わなければならない。
- (2) 図書を借りたら、また貸しすることを禁じ本人が責任をもって返本しなければならない。館外貸出図書の返本期日を守らないときは一時館外貸出を禁ずることがある。
- (3) 生徒が休学、退学、転学、卒業のとき、また職員が休職、転任のときは貸出中の図書・資料は直ちに返却しなければならない。

## 施設利用の心得

第7条 研究会やその他の会合などで、本図書館を利用する場合は係職員を通して校長の許可を受けなければならない。

第8条 この規程を守らない者は、図書閲覧制限または、図書館の利用を一時禁じることがある。

## 図書選定基準

- 1 生徒、教師の利用価値が高いものであること。
- 2 学習活動と直結しているものであること。
- 3 蔵書構成の比率を参考にすること。
- 4 基本図書を優先すること。
- 5 生徒の実態に即した適書を選ぶこと。
- 6 全校的な立場で選択すること。
- 7 生徒指導に役立つものであること。
- 8 必読書、推薦図書など読書指導計画と関連づけること。
- 9 読書調査の結果を考慮すること。
- 10 郷土資料は積極的に収集すること。
- 11 非売図書をも収集すること。

## 附 則

この規約は昭和55年11月26日より実施する。

## (2) 視聴覚教室及び機器の使用心得

- (1) 視聴覚教室および機器等を使用する時は、事前に係と連絡調整を行い、許可を受けること。
- (2) 使用に際しては生徒のみの利用を禁ずる。鍵の借用・返却は職員がおこない、教室の美化、戸締り、機器の取り扱いおよび保管等、その管理に留意すること。
- (3) 機器等の貸し出しは使用記入簿に記入し、係の許可を受け、責任を持って返却すること。
- (4) 飲食物の持込は禁止する。

平成23年3月付承認